

お給料も振込にかえるとき...

いつもお世話になっております。

夏!! 花火大会が各地で盛んに行われていまね〜。

8日は淀川花火大会があり、大阪ほどは浴衣姿だらけでした。お昼の集中豪雨にどうなることやらと鬼いしましたが、無事開催されたようで良かったです♪

さて、お給料を支払う際は現金払い...という会社さん、たくさんあります。けど金種を用意する手間も大変で事務費がかかまいますね。給与支払方法を振込へ変更するときに注意することはあるのでしょうか。

実は賃金支払の原則として、賃金支払方法については労働基準法できちんと定められています。

労働基準法第24条

賃金は①通貨で②直接労働者に③その全額を支払わなくてはなりません。

賃金は④毎月回以上⑤一定の期日を定めて支払わなくてはなりません。

“①通貨で”とあるように原則は現金で支払う必要があるのですが、“ただし”個々の労働者の同意を得れば振込は可能となっています。同意をしない従業員に強制をすることはできませんのでご注意ください。

また、よくある事例が従業員の配偶者名義の口座へ振込を依頼されることなのですが、こちらは“②直接労働者に”支払うことにはならないので、たとえ従業員本人からの依頼であってもお断りする必要があると思います。

給与振込、ご当たり前のこととして受け取っていましたが、いろいろな決まりがあるんですね。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。